

令和7年度省エネ家電購入支援事業業務委託 公募要領

沖縄県では、「省エネ家電購入支援事業業務委託」として、以下の事業を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 目的

この要領は、省エネ家電購入支援事業業務委託に関する委託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 令和7年度省エネ家電購入支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月1日（月）
- (4) 見積金額上限 410,612,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
当該提案額は、企画提案のために示した金額であり、契約金額ではない。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(注)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者。
- (11) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 全ての構成員が応募資格(1)～(8)までの要件を満たし、いずれかの構成員が応募資格(9)を満たし、代表する法人が応募資格(10)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

4 応募の手続き（スケジュール）

- (1) 質疑応答令和8年1月5日（月）～1月7日（水）17:00まで
※応募者説明会は実施しません。
- (2) 企画提案書の提出期限
令和8年1月15日（木）17:00まで
- (3) 一次審査（書類審査）
令和8年1月20日（火）までに審査状況を通知
- (4) 二次審査（企画提案プレゼンテーション）令和8年1月22日（木）
- (5) 委託業者決定及び通知
令和8年1月30日（金）以降予定

5 質疑応答

質問は、質問書【別紙：質問様式】により、メールで受け付ける。

- (1) メール送信後は、電話連絡による受信確認を行うこと。

メール : aa021100@pref.okinawa.lg.jp
TEL : 098-866-2064
所属 : 沖縄県環境部環境再生課 担当 : 平良
- (2) 質問事項に対する回答は、沖縄県環境再生課ホームページに掲載する。
- (3) 受付期間 : 令和8年1月5日（月）～1月7日（水）17:00まで

6 企画提案書等の提出

下記の書類を作成し、提出すること。

- (1) 企画提案応募申請書【様式1】
- (2) 企画提案書【様式2】
- (3) 会社概要表【様式3】
- (4) 積算書【様式4】
- (5) 事業計画【様式5】
- (6) 実施体制【様式6】
- (7) 実績書【様式7】
- (8) 誓約書【様式8】

(注)共同企業体の場合、共同企業体構成書【様式9】及び構成員ごとに会社概要表【様式3】、実績書【様式7】、誓約書【様式8】を作成すること。

7 企画提案書

企画提案書は原則として、A4版片面カラー印刷とすること。また、企画提案書の記載にあたっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、仕様書の各項目に沿った記述を必須とする。

- (1) 企画提案内容（【様式2】企画提案書に記載）
- (2) 委託業務スケジュール（【様式5】事業計画に記載）
- (3) 委託業務の実施体制（【様式6】実施体制に記載）
- (4) 見積（【様式4】積算書に記載）総額 410,612,000円の範囲内で見積ること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費（旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費等）
- ウ 一般管理費 ((直接人件費+直接経費-再委託費) ×10%以内)
- エ 消費税
- オ 交付原資（非課税）下限「294,845千円」、上限「見積総額の80%」の範囲内
※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

8 提出場所等

6の企画提案書等の提出は、次により書類を持参することにより受け付ける。

- (1) 提出期限：令和8年1月15日（木）17:00まで

- (2) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁舎4階
(環境再生課内) 担当：平良
- (3) 部 数：原本1部、写し10部(A4片面カラー印刷)
※左上1カ所をクリップで留め(ステープル不可)、左側(長辺)にファイル綴り用のパンチ穴(2穴)を開けて提出すること。
※全ての書類で押印不要。

9 企画提案書等の審査

審査委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

- (1) 第一次審査(書面審査)
主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社(3社以内)を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。
- (2) 第二次審査(プレゼンテーション審査による審査)
提案内容や経費等について、プレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、第二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面にて通知する。
ア 期日：令和8年1月22日(木)予定 ※詳細は対象者に別途通知
イ 各事業者の持ち時間は40分程度とし、25分をプレゼンテーション、15分程度を質疑応答時間とする。
ウ プrezentationは、提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします(プロジェクター等は使用できません)。

10 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的で実現可能性が高く、創意工夫を凝らした優れた提案となっているか。
- (3) 無理がなく合理的なスケジュールが提案されているか。
- (4) 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (5) 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

11 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、発注者と隨時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (7) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (8) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (9) 委託業務の実施により取得した著作権等については、発注者（又は沖縄県）に帰属する。

(10) 支払い条件

金額が確定したときに精算する。ただし、必要がある場合には、概算により一定の金額を交付することができる。

- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

【沖縄県財務規則第101条第2項各号】

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5)～(6)略

- (7)国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8)～(9)略
- (10)県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11)～(12)略

12 問合せ先

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁舎4階

（環境再生課内） 担当：平良

TEL：098-866-2064

メール：aa021100@pref.okinawa.lg.jp